

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第9号	株式会社パソナグループ	大阪本部
第14号	大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号	東京分室
第16号	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	三島分室
第17号	静岡県三島市一番町1-8番22号	
第22号		
第26号		
第27号		
第30号		

○特許庁告示第一号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十二号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社パソナグループから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	広島県	岡山県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

○国土交通省告示第二百八号
指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

二 実施中は 実施艦に [B] 旗を掲揚する。
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦等のその他

自衛艦在船存が船舶主射

前記区域
地系の数等
実施中は、
る。実施す
り実施す
射撃訓練
十三隻

は、前記区
こと、また
在しないこ
る。

域に航空機が、射撃海面にことを確認しな

防衛大臣	河野 太郎
令和二年三月九日及び同月十日の毎日	区 時 域
○六〇〇から二〇〇〇まで	沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地
点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の	地点を結んだ線により囲まれる区域
北緯二六度二三分一四秒	北緯二七度〇六分一四秒
東経一二八度一九分五三秒	東経一二九度〇九分五四秒
北緯二七度〇六分一四秒	北緯二七度〇六分一四秒
東経一二九度〇九分五四秒	東経一二九度〇九分五四秒
北緯二七度〇六分一四秒	北緯二七度〇六分一四秒
東経一三〇度五九分五三秒	東経一三〇度五九分五三秒
北緯二六度一〇分一五秒	北緯二六度一〇分一五秒
東経一二三〇度五九分五三秒	東経一二三〇度五九分五三秒

区 日
域 時

(才) (工) (ウ) (イ) (ア) の 地 沖 ○ 令
地 点 繩 六 和
東 北 東 北 東 北 東 北 東 北 占 い 朝 ○ 二

九日及び
一八〇〇年
度二三分一
度二六分一
度四一分
度一三分一
度三〇分
度〇〇分一
度五九分
度〇〇分一
度二三分

河野太郎の毎日
五月十日の毎日

○防衛省告示第三十四号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和二年三月二日

所在地
支所
台

〔告示第三〕

一
羽擊訓練
二十一號

を次のとお

より実施する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉